

法教育

法教育
センターニュース

No. 37

2025年3月15日
第37号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長 藤田 香織



子どもたちの力を信じるということ

ヤヌシュ・コルチャック先生は第一次世界大戦期の、ポーランドの小児科医でした。彼は1910年にユダヤ人孤児のための孤児院「ドム・シェロト」（ポーランド語で、「孤児たちの家」の意）の院長となり、さらに1919年には孤児院「ナシュ・ドム」（ポーランド語で「われらの家」の意）を設立しました。1942年にゲッソー掃作戦により、子どもたち約200人とともに銃殺されましたが、コルチャック先生の「子どもは生まれたときからおとなと同じ一人の人間であり、その権利が尊重されなければならない」との考えは、1989年になって国連で採択された「子どもの権利条約」に受け継がれ、今でも子どもの権利についての色褪せない礎となっています。

コルチャック先生は、「ドム・シェロト」「ナシュ・ドム」において、「子どもたちの自治」によってホームでの子どもたちの共同生活を運営していました。ホームには、「子ども議会」「子どもの裁判」「子どもの法典」があり、ホームで何か問題が起きた際には、子どもたち自身が自分たち自身の手で子どもたちを立ち直らせていく指導委員会が立ち上がりました。コルチャック先生はこれらの子どもの自治に助言を与え、

手助けをし、常に尊敬をもって子どもたちを教育していました。私は、コルチャック先生の子どもへのかかわりを思い起こすとき、こんなに完成された法教育があるだろうと思うのです。

日弁連は、法教育について「子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうための教育です」と定義しています。しかし、われわれが法教育を考えるときに、なにもわからない子どもに教えてあげようと考えて、子どもの力を信じることを忘れてしまっていないでしょうか？

以前、法教育の一環として、子どもたち自身が自分の学校の校則を定める、という授業に携わったことがあります。その時に、私が何も言わなくても、子どもたちが、校則を適用される子どもたち自身の立場だけでなく、先生の立場や自分以外の生徒の立場から、学校が勉強をする場であることによる制約、他者の利益を害してはならないという制約を理解したうえでより良い校則を作ろうと努力を重ねたことに驚きました。

「子どもは馬鹿ではない。たとえ子どもの中に馬鹿がいるとしても、それは大人の中にいるほど多くはない。年齢という深紅の衣をまとったわれわれ大人が、なんと類々と、無遠慮、無批判にも、とうてい順守することなどかなわぬような規則を子どもに押し付けていることだろうか。」というコルチャック先生の教えは、今でもなお、コルチャック先生に教えを受けた子どもたちだけでなく、子どもたちを導き助ける立場である我々の気持ちを引き締めてくれます。

横浜サイエンスフロンティア高等学校 出前授業

～「公共」手続的正義～

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校の社会科教員から、「プロセスより結果に着目してしまいがちな生徒たちに手続的正義をテーマにした授業をしてほしい」とリクエストがあり、令和6年11月、大城基樹委員と分担して、「手続的正義」の授業（50分間）を行いました。当初は「司法」を終えた段階の高校2年生を対象に「公共」の授業用に準備を進めていましたが、「中学生にも授業をしてほしい」とも依頼があり、附属中学校の3年生にも実施しました。

事前の課題として、逮捕手続の違法性（捜査報告書の誤記）が問題になった事例を取り上げました。被告人は罪を犯したことを認めているが、逮捕手続が違法であるとして無罪にすべきなのか、逮捕手続は違法とまではいえないから有罪にしてよいのか、この課題について考えてきてもらいました。

当日の授業では、前半で、「この被告人は有罪か、無罪か」をグループに分かれて議論してもらいました。議論前に意見を聞くと、多くの生徒は、一応結論は出したけれど「もやもやする…」という気持ちのようでした。議論開始の合図とともに待ちかねたように話し始め、検討結果の発表では、しっかりと結論と理由を説明してくれました。無罪にしたグループと有罪にしたグループの数がどのクラスでも拮抗し、中には「結論はまとまらず、多数意見は〇〇で、少数意見は△△です」と発表したグループもありました。

授業の後半では、手続的正義の意義や内容、手続が正義に合っているか検討するためのポイント等について弁護士が解説しました。



授業後、生徒からは「司法について考えるホンモノ体験ができた」「最終的な結果だけでなく、そこまでの過程も吟味することが大切」「なかなか意見を決められなかったけれど、この考える時間が大切だと思った」という感想が届きました。また、今回は、手続的正義という考え方を身に付けてもらうことに加えて、それが裁判だけの話ではなく、普段の生活でも大切だと知ってもらうことが隠れたテーマでしたが、「多角的な視点をもって慎重に判断するようにしたい」「自分と違う意見にも耳を傾けたい」「話し合いの手順や、研究活動に信頼性を持たせるために手続的正義を活用したい」という感想もありました。生徒が日々の自分の活動に落とし込んで理解してくれていて、大変うれしかったです。



また、教員からは、充実した授業で生徒たちはとても楽しかったと思う、参観した職員も勉強になったと感謝している、講義を通して「法の意義と役割」について本質的に学ぶ機会をもらった、今回学んだ概念を「サイエンスリテラシー（総合的な探究の時間）」に活用できるのではないか、等のコメントがありました。

今回は、事前準備として弁護士と教員で複数回の協議を行いました。弁護士が考えた題材をもとに、教員が指導案の骨子を考え、そこに弁護士が肉付けをし、最後に教員がワークシートを用意しました。両者がうまく協働できました。

手続的正義なんて学校とは関係のないテーマでは…そんなイメージをお持ちでしたら、ぜひ、この出前授業のご検討を。お気軽に法教育センターまでお問い合わせください。

（法教育委員会委員 瀬川 智子）

出前授業報告

～横浜市立菅田中学校～

令和6年10月7日、横浜市立菅田中学校にて、出前授業を実施しました。同校では、令和4年に「夢らくぞプロジェクト」を通じて、法教育委員会が授業を担当したことがありましたが、今回は「消費者問題」をテーマに単独での申込みをいただきました。

そこで今回は、中学生になるべく分かりやすくこの問題に向き合ってもらうため、SNS上で「銀行口座を作るだけで報酬がもらえる」という勧誘を受けた場合、アダルトサイトから「至急使用料を払え」というメッセージが届いた場合、さらには友人から借金を頼まれた場合など、具体的な事例についてケーススタディを行いました。

まずは専門的な内容には深入りせず、「どうすれば騙されないか」という観点で、各ケースでの心構えなどを説明しました。最近ではニュースなどでも「闇バイト」や「SNSでのトラブル」が話題になっているた

め、生徒たちも取り組みやすい問題だったようです。そのため積極的に発言してくれる生徒も多く、双方向型の授業を進めることができました。

また、友人からの借金の問題においては、「証拠」という言葉を交えて解説を行ったところ、これに興味を持ってくれた生徒が多かったです。「証拠」は、小説や映画など様々なコンテンツでも登場するので、生徒たちにも馴染みがあったようです。複数の生徒が、「どのようなものが証拠となるのか」「こういうものは証拠として使えるか」というような掘り下げた質問をしてくれました。

45分の授業で6つの事例を扱ったため、少し駆け足となってしまいましたが、多くの生徒が興味を持って取り組んでくれたと感じました。来年度以降も、出前授業に申し込んでもらえたらと思っています。

(法教育委員会委員 久保 友宏)

裁判傍聴引率報告

～横浜市立鶴見中学校～

令和6年12月3日、横浜市立鶴見中学校の裁判傍聴引率を弁護士2名で担当しました。参加した生徒全員(4名)が刑事裁判の傍聴は初めてとのことでした。

大人になるにあたって、悪いことをしたらどうなるのか具体的なイメージをもちたいという理由や、弁護士の仕事に興味があるという理由で参加した生徒もいました。

傍聴した事件は、2か月間に4回コンビニで食料品を窃取したというもので、被告人は起訴された事実を認めていました(求刑：懲役6月)。

10時開廷の事件でしたので、事前講義が駆け足となり、事後講義でどのようにケアをしようかと悩みました。

事後講義では、傍聴した事件の弁護人にも参加してもらい、弁護活動を行った際の視点や、被告人質問で意識したポイントなどについて解説してもらいました。

生徒に聞いたところ、求刑の妥当性については、妥当2名、長い1名、短い1名、執行猶予については、付ける1名、付けない3名という結果でした。「窃盗

は重くない犯罪で4～5か月が妥当」「窃盗を繰り返して8か月程度が妥当」といった意見、「執行猶予という負担を背負ってしっかり反省してほしい」「1度くらい刑務所の辛さを味わって反省した方がよい」といった様々な意見を述べてくれました。

被告人質問や論告・弁論を踏まえて、しっかり考えて自分の意見を述べてくれたので、とても嬉しかったです。

生徒からは、弁護士のやりがいや悪いことをした人を守る理由の他に、弁護士の年収に関する質問がありました。引率者2名と弁護人からそれぞれの考え方を説明しました。私にとっても、先輩弁護士の考え方を聞ける貴重な機会で、とても勉強になりました。

今回の傍聴が、法や裁判、弁護士に興味を持つきっかけになるだけでなく、生徒の人生にとって有意義なものになれば嬉しく思います。

(法教育委員会委員 竹之内 宏将)

裁判傍聴引率体験記

令和6年11月8日、県立多摩高等学校の裁判傍聴引率を担当しました。

まずは、刑事手続について事前講義を行いました。また、薬物事案を傍聴する予定であったため、薬物犯罪に関する資料を配布し、薬物犯罪に関する説明も行いました。

今回傍聴した事件は、大麻所持及び車中でのLSD使用というもので、即日結審となりました。また、本件は、被告人が罪を認めていたため、弁護人は、執行猶予付き判決を得るために奮闘していました。

事後講義では、「被告人は本当に反省しているようであったか?」「本当に再犯を防止できそうか?」「今回は執行猶予を認めるべきか?認めるべきでないか?」などを議論しました。議論は非常に活発に行われ、質問も沢山出ました。

さらに、なんと後日、生徒の皆様から直筆のお手紙が届きました。そこには、傍聴の感想や感謝の言葉が綴られていました。また、あるお手紙には、「弁護士の仕事には、裁判で被告人が無罪かどうかを主張するだけではなく、裁判が終わった後、被告人がどうやって更生するのか、どうやって人生をやり直していくの

か、を手助けすることも必要なんだと分かりました」とあり、私はこのような仕事ができているのかと、身の引き締まる思いでした。

今回の傍聴が生徒の皆様にとって良い経験となり、また、少しでも法律や法曹の仕事に興味を持つきっかけとなってくれたら、とても嬉しく思います。

(法教育委員会委員 細淵 拓)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

編集 後記

今年度より編集委員になりました。
息子が1歳になり、
弁護士として子供たちに何ができるかを考えるようになりました。センターニュースを通じて、法教育について知っていただくお役に立てればと思っていますので、よろしく願いいたします。
(鈴木 翔)

法教育 編集委員
Law-Related Education

細貝 嘉満	青木 康郎	田丸 明子
河野 隆行	服部 知之	村上 貴久
押田 美緒	大木秀一郎	松浦ひとみ
伊藤 真哉	岩崎 健太	鈴木 翔

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<https://www.kanaben.or.jp>)
にアクセス!

